

令和5年度

喜多方市男女共同参画の推進について

答 申 書

令和6年3月

喜多方市男女共同参画審議会

答 申 書

《施策の指針1》お互いを認め合う男女平等の意識づくり

- 1 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習機会の充実においては、市民の男女共同参画及びLGBTに対する関心の向上と意識啓発を図るための講座等の開催やイベント等への参加の機会を提供するとともに、オンライン等により負担なく受講・参加できる機会を設ける等、社会情勢とニーズに合わせて幅広い世代において参加者の増加に努めてください。
- 2 アンコンシャスバイアスにより、性別によって固定的になっている日常生活等における役割分担の解消及びより良い家族関係構築のために職場や地域社会など、さまざまな機会を捉えて幅広い世代に向けて啓発活動に取り組むこと、また、性別による給料等処遇の格差の是正に取り組むことが重要であるため、市民の意識改革と理解の促進を図ってください。
- 3 DV防止などの広報・啓発活動及び被害者の支援においては、被害の潜在化を防ぐための啓発を強化するとともに、万が一DV事案が発生した場合に備え、被害者が安心して相談できるよう各関係機関と連携し、支援・相談体制の充実に引き続き取り組んでください。
また、DVなどの被害は周囲から認識されにくいいため、市民生活に密着した関係団体の構成員に対する理解促進に取り組んでください。

《施策の指針2》あらゆる分野への男女共同参画を促進する環境づくり

- 1 行政の審議会等への共同参画の推進においては、審議会等の委員について、女性委員の割合を目標値である40%を達成するよう全庁を挙げて取り組み、各団体及び組織へも構成員に女性を選任するよう働きかけるなど、より一層積極的な女性の登用に努めてください。
- 2 事業所や地域活動における共同参画の促進においては、女性が積極的に参画できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や地域で活躍できる人材育成のための研修、講演会等の情報提供に努めるとともに、イクボスの普及を図ってください。
- 3 職業意識・能力の向上の支援においては、関係団体と連携を図り就労に役立つ技術や能力向上のための各種情報提供を行うとともに、職業意識の向上や人材育成、スキルアップに関する支援を継続して実施してください。
- 4 国際理解と協力の促進においては、ウィルソンビル市や宿遷市との交流により市民が国際的な男女共同参画に対する考え方に触れることを推進し、国際感覚の醸成に努めてください。

《施策の指針3》仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る環境づくり

- 1 男女が協力し合う家庭づくりの支援においては、学習機会の拡充や各種情報提供を行ってください。開催する講座や内容については、男女が共に参加しやすいよう工夫するとともに、家庭生活においても男女がともに協力し合う環境づくりを積極的に推進してください。
- 2 子育て支援の促進においては、保護者支援のため、病後児保育施設等の普及に取り組むことや、関係施設と連携して多様なニーズに対応できるよう引き続き情報の提供に努めるとともに、すべての子どもの健やかな成長のために、「子ども・子育て総合相談窓口」の機能充実を図り、関係機関と連携し適切な支援に努めてください。
- 3 介護支援の促進においては、少子高齢化社会に対応していくため、サービス提供の充実を図り、介護職の担い手不足解消のため、労働環境や処遇の改善等の支援の充実により、人材の確保に努めるとともに、国に対して積極的に支援の要望を行ってください。
- 4 多様な働き方を支援する制度等の普及・定着の促進においては、関係機関と連携した相談体制の充実を図り、情報提供に努めてください。
また、テレワークや選択的週休3日制等により多様な働き方によるワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、市が積極的に導入に向けて取り組むとともに、関係機関や事業者などにおける柔軟な労働形態などの普及に努めてください。

《施策の指針4》生涯にわたり安心して暮らせる社会づくり

- 1 地域活動への支援と参画の促進においては、行政区等の地縁による団体の活動に男女が共に参加するよう普及啓発を図るとともに、ふるさと創生事業や協働のまちづくり推進事業等、地域活動を実践する上で必要となる支援体制の整備に努めるとともに、地域の安全を守る組織や活動の維持・充実に向けた対策の強化に努めてください。
- 2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備においては、各関係機関と情報の共有及び迅速な対応により、高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる社会の実現に努めるとともに、特に住み慣れた地域で安心して生活できる「地域包括ケアシステム」の構築へ向け、更なる推進を図ってください。
- 3 性別による身体的特徴を踏まえた健康な心とからだづくりの支援においては、家庭や学校における性に対する教育の充実、男女の相互理解やLGBT等性的マイノリティーへの理解など、多様な性に関する知識の向上を図ってください。
- 4 妊娠・出産・育児等に関する健康相談等の支援においては、安全・安心な妊娠・出産・育児のための切れ目のない保健事業の充実努めてください。

最後に、昨年6月施行・公布されたLGBTの理解増進に関する法律に沿った取組を実施し、市民の健康を守り、安全・安心な市民生活を維持しながら、誰一人取り残さない地域社会の構築を目指し、事業の推進を図ってください。